

一般社団法人心の健康投資推進コンソーシアム
会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人心の健康投資推進コンソーシアム（以下、「当法人」という。）の会員の種別、入会及び退会、並びに権利及び義務等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 前項第1号の一般会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 一般会員として入会した団体は、1団体当たり1名の会員資格を有するものとし、同一の団体に所属する複数名の個人が同時に一般会員の資格を有することは認めない。
- 4 賛助会員は、一般法人法上の社員としての権利（社員総会における議決権等）を有しない。

(入会手続)

第3条 当法人に会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書（Webサイト上の入会申込フォームを利用した電子データの送信による方法を含む）を当法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会の申込みがあったときは、理事会は、次項に定める会員の欠格事由に該当しないことを確認の上、入会の可否について決定し、これを入会希望者に通知する。
- 3 次の項目のいずれかに該当する場合は、入会資格を認めないものとする。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員・準構成員に該当し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (2) 事件事故等、社会問題となった事案又は事象にかかわり、入会を認めることでこの法人の社会的評価が低下するおそれがあると理事会が認める者
 - (3) その他、前各号に準じる事由があり入会を認めることが不適当と理事会が認める者

(会員名簿)

第4条 入会した会員は、事務局において管理する会員名簿に氏名又は名称及び住

所を登録する。

- 2 会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事務局に対し、当該変更の旨を届け出なければならない。

(一般会員の権利及び特典)

第5条 一般会員は、当法人の定款に定める社員としての権利を有し、社員総会において会員1名当たり1個の議決権を行使することができる。

- 2 一般会員は、当法人が運営する「ウェルココ職域向け心の健康サービス選択支援ツール」へのサービス掲載、並びに当法人が定めるウェルココロゴの使用の権利を得るものとし、当法人が設置するアドバイザリーボードにおいて承認されたときは、納入された年会費一口当たり1つのサービスについてその権利を行使することができる。

- 3 一般会員は、当法人が開催する各種のイベント（勉強会、ネットワーキング等）に参加することができる。また、当法人の活動に関連する情報の提供を当法人からの電子メール等により受けることができる。

(賛助会員の権利及び特典)

第6条 賛助会員は、社員総会への出席、又はその他の方法により、当法人の活動に関し意見を述べることができる。

- 2 賛助会員は、当法人が開催する各種のイベント（勉強会、ネットワーキング等）に参加することができる。また、当法人の活動に関連する情報の提供を当法人からの電子メール等により受けることができる。

(年会費)

第7条 一般会員及び賛助会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 一般会員 一年度当たり 一口 100,000 円以上
 - (2) 賛助会員 一年度当たり 一口 50,000 円以上
- 2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として、入会期間による月割り等の軽減をおこなわない。ただし、理事会が特に認めるときは、その限りではない。

(納入の時期)

第8条 一般会員及び賛助会員は、前条第1項各号に定める年会費を、入会が承認されたとき及び入会后毎年4月に前納するものとする。ただし、理事会が特に認めるときは、分納又は納入時期の変更をすることができる。

(納入された年会費の返還)

第9条 会員が退会した場合又は除名された場合、既納の年会費は、原則としてこ

れを返還しない。ただし、理事会が特に認めるときは、その限りではない。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届（Web サイト上の入会申込フォームを利用した電子データの送信による方法を含む）を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう決議）により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 納入期限後3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は、社員総会の議決による。

附 則

この規程は、令和7年7月18日より施行する。